

大学ポータルサイトウェブサイトの トップ画面の構築について（案）

➤ 大学ポータルサイトについて

導入文（別添1）、沿革（別添2）、目的（別添3）、運営体制図（別添4）、
大学ポータルサイト運営会議について（別添5）

➤ ユーザーズガイド

操作方法について（別添6）、公表項目（定義）について、利用者ガイドライン

➤ 大学一覧

➤ 関係機関一覧（別添7）

※以下については、整備が整い次第、順次公表を開始。

➤ 用語集（別添8）

➤ 日本の高等教育の概要（リンク）（別添9）

➤ データ分析集

大学ポートレートトップ画面イメージ

大学ポートレート トップページ

大学ポートレートについて

ユーザーズガイド

用語集

関係機関一覧

日本の高等教育の概要

データ分析集

国公立
私立
共通検索画面

お知らせ

●月●日
●月●日
●月●日

導入文 大学ポートレートについて（案）

大学ポートレートとは、データベースを用いた国公私立大学の教育情報を活用・公表する共通的な仕組みとして、非営利の公平中立な立場から大学の教育情報を広く社会一般に公表するものです。我が国の大学（短期大学を含む）の教育活動を社会に明らかにするとともに、大学の多様性を尊重しつつ、各大学の教育情報が共通の枠組みで公表される環境の中で大学教育の質の維持・向上が図られることを期待するものです。

大学ポートレートは、文部科学省の協力を得て、国公私立の大学団体及び認証評価機関等（国立大学協会、公立大学協会、全国公立短期大学協会、日本私立大学団体連合会、日本私立短期大学協会、大学基準協会、日本高等教育評価機構、短期大学基準協会、日本私立学校振興・共済事業団、大学評価・学位授与機構）からなる、いわゆる「大学コミュニティー」が自主・自律的に構築・運用しています

大学ポートレートでは、大学のオフィシャルな教育情報を共通のフォーマットに基づいて大学ポートレートの専用ウェブサイトを通じて社会に公表します。公表される教育情報は、大学自らが責任を持って提供する質の高い情報であり、大学進学希望者をはじめ、政府、企業、大学等の様々な関係者が社会の各分野でそれぞれの用途に応じて広く活用されることが期待されるものです。

そのためにも、大学の自主自律の精神を尊重しつつ、大学ポートレートが大学の教育情報の公表の共通枠組みという社会インフラとしての役割を果たしていくべく、関係者の皆様からの要望も踏まえつつ、引き続き改善・充実に取り組んでまいります。

以 上

大学ポートレート沿革（案）

平成23年4月

学校教育法施行規則の改正により、各大学が公表すべき教育情報を明確化。



平成23年8月

大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議（文部科学省）

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための 共通的な仕組みの構築について提言。（「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」）



平成24年2月～平成26年2月

大学ポートレート（仮称）準備委員会（第1回）～（第5回）での検討

「公表」、「国際発信」、「教育改善のための情報の活用」、「管理運営」、「負担軽減」等について、審議・とりまとめ。

平成24年11月（大学ポートレート（仮称）準備委員会（第3回））

「公表」の審議・とりまとめ。（「大学ポートレート（仮称）構築のための論点整理」）



公表する情報、公表の形式等について了承された。

平成26年2月（大学ポートレート（仮称）準備委員会（第5回））

「国際発信」、「教育改善のための情報の活用」、「管理運営」、「負担軽減」等の審議・とりまとめ。（「大学ポートレート（仮称）構築のための論点整理（その2）」）



管理運営に係る事項として、「論点整理（その2）」では、大学ポートレート運営会議（仮称）及び大学ポートレートセンター（仮称）を独立行政法人大学評価・学位授与機構に置くこととされた。

- **大学ポートレート運営会議**：大学ポートレートによる情報の公表・活用に係る運営方針など運営に関する重要事項について審議。
- **大学ポートレートセンター**：大学ポートレート運営会議における審議を経て決定された運営方針等に基づき、事業の有効、円滑な実施のために必要な業務を実施。



平成26年7月

独立行政法人大学評価・学位授与機構に大学ポートレート運営会議及び同センター設置



平成26年10月

大学ポートレートとしてウェブサイトを通じた大学の教育情報の提供を開始

（私立大学・短期大学の教育情報の提供開始）

●平成 11 年 大学設置基準の改正

大学における教育研究活動等の状況について積極的に提供する義務を規定(第 2 条)

●平成 16 年 国立大学法人法

中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
財務情報等の公開義務を規定(独立行政法人通則法第 38 条を準用)

●平成 16 年 地方独立行政法人法

中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
公立大学法人を含む地方独立行政法人の財務情報等の公開義務を規定(第 34 条)

●平成 16 年 学校教育法の改正

自己点検・評価の公表を義務化(第 109 条)
認証評価制度の施行

●平成 17 年 私立学校法の改正

財務情報等の公開義務を規定(第 47 条)

●平成 19 年 大学院設置基準の改正 (平成 20 年に大学設置基準でも同様の内容を規定)

人材養成目的の公表、シラバス・成績評価基準の明示を規定(第 2 条の 2、第 25 条の 2)

●平成 19 年 学校教育法の改正

教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定(第 3 条)

●平成 23 年 学校教育法施行規則の改正

各大学が公表すべき教育情報を具体的に明確化。
情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置づけ。(第 172 条の 2)

目的（案）

大学ポートレートは、文部科学省の協力を得て、国公立の大学団体及び認証評価機関等（国立大学協会、公立大学協会、全国公立短期大学協会、日本私立大学団体連合会、日本私立短期大学協会、大学基準協会、日本高等教育評価機構、短期大学基準協会、日本私立学校振興・共済事業団、大学評価・学位授与機構）からなる、いわゆる「大学コミュニティー」が自主・自律的に構築・運用するもので、このうち、大学ポートレートによる情報の公表・活用に係る運営方針など運営に関する重要事項について審議する「大学ポートレート運営会議」及び大学ポートレートの運用に当たり、国公立の枠組みでの取組に係る業務を担当するための組織である「大学ポートレートセンター」が、独立行政法人大学評価・学位授与機構に置かれています。

概要・趣旨は次のとおりです。

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

- 大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者にわかりやすく発信。
 - 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

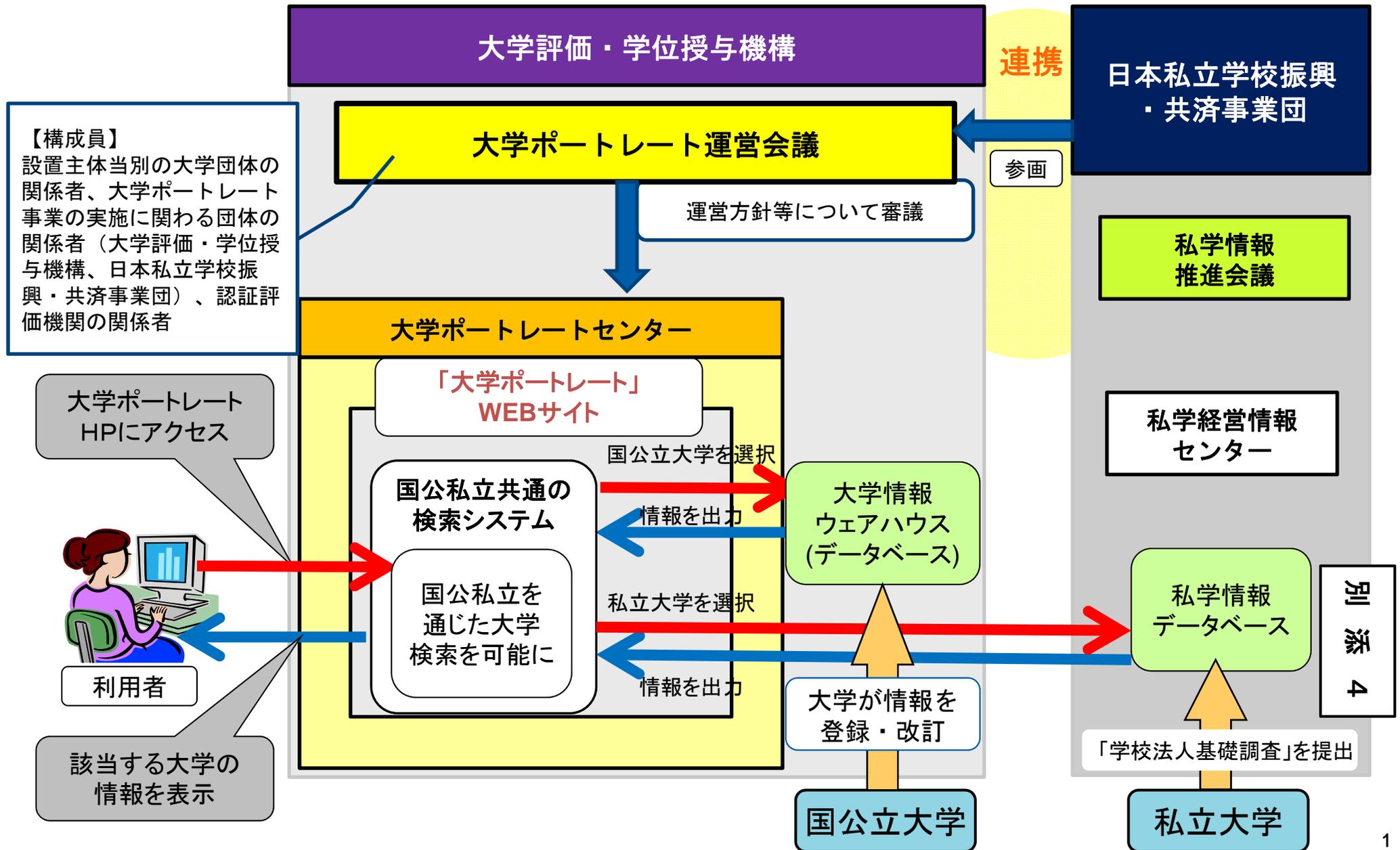
教育機関の国際的信頼性の向上

- 大学が教育情報を自らの活動状況を把握・分析することに活用。
 - エビデンスに基づく学内の PDCA サイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

外部評価による質保証システムの強化。

- 基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、各種調査等への対応に係る大学の負担軽減。
 - 大学運営の効率性の向上

大学ポータルサイトの情報収集・公表体制



大学ポートレート運営会議について（案）

大学ポートレートによる情報の公表・活用に係る運営方針など運営に関する重要事項について、審議を行います。大学の関係者により推薦された者及び学識を有する者等 12 名以内で組織されています。なお、「大学の関係者」とは、次の団体です。

- ・ 設置主体等別の大学団体
国立大学協会、公立大学協会、全国公立短期大学協会、
日本私立大学団体連合会、日本私立短期大学協会
- ・ 大学ポートレート事業の実施に関わる団体
大学評価・学位授与機構、日本私立学校振興・共済事業団
- ・ 認証評価機関
大学評価・学位授与機構、大学基準協会、日本高等教育評価機構、
短期大学基準協会

操作方法について（案）

大学ポートレートには、日本の国立、公立、私立の大学（短期大学を含む。以下同じ）が数多く参加しています。大学ポートレートのウェブサイトでは、大学ポートレートに参加している国公立の大学の教育情報を検索することができるようになっています。

大学ポートレートのページは、共通のフォーマットに従い、大学ごとに情報が公表されるようになっており、大学ごとに「大学単位」のページと「学部・研究科単位」のページから構成されています。

①検索画面の構成

The screenshot shows a search interface for universities and short-term universities. It is divided into several sections:

- 1 (Search Fields):** Includes input boxes for '学校名' (University Name), '学部・研究科名 (学科名)' (Faculty/Department/Subject Name), and '学科・専攻名' (Specialization Name). A note below states 'は短期大学です。' (This is a short-term university).
- 2 (Course Type):** A section for '課程区分' (Course Type) with checkboxes for '全てを選択/解除' (Select/Unselect All), '学士課程' (Bachelor's Course), '修士課程' (Master's Course), '博士課程' (Doctoral Course), '専門職学位課程' (Professional Degree Course), and '短期大学士課程' (Short-term University Degree Course). A note below states '私立の専門職学位課程は、修士課程に含まれています。' (Professional degree courses at private universities are included in the master's course).
- 3 (Institution Type):** A section for '設置形態' (Institution Type) with checkboxes for '全てを選択/解除' (Select/Unselect All), '国立' (National), '公立' (Public), '私立' (Private), and 'その他' (Other).
- 4 (Campus Location):** A map of Japan with regional callouts and checkboxes for various prefectures and regions, including: 三島県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 北海道, 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県, 新潟県, 富山県, 石川県, 福井県, 山梨県, 長野県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 九州・沖縄, 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県, 中国, 近畿, 中部, 関東, 九州・沖縄, 四国.
- 5 (Search Button):** A button labeled '選択条件で検索' (Search with selected conditions) with a checkmark icon.

Additional navigation links are present at the top right: '国公立等の詳細検索はこちら' (Click here for detailed search of national/public universities) and '私立の詳細検索はこちら' (Click here for detailed search of private universities).

「学校名、学部・研究科名、学科・専攻名」、「課程区分」、「設置形態」、「キャンパスの所在地」から、日本に設置されている国公立の大学と短期大学を検索できます。

「1～4」の項目に入力したうえで、「5」のボタンを押下げると、1～4の検索条件に沿った大学（短期大学）が表示されます。

のボタンを押下げると、国公立または私立のより詳細な検索ページに移ります。

登録したお気に入りの一覧が表示されます。

② 検索結果画面の構成

.....

③ 公表画面の構成

・大学ポートレートは、大学（短期大学）ごとに、「大学単位」のページと「学部・研究科単位」のページから構成されています。

・大学単位のページには、次の情報が記載されています。

大学の基本情報	大学名
	大学の連絡先
	大学の種類
	本部所在地
	設立年
	総学生数
	総教員数
大学の教育研究上の目的等	大学の教育研究上の目的等
大学の特色等	大学の特色等
教育研究上の基本組織	学部、研究科、学科の名称
	その他の学内組織の名称

キャンパス	キャンパスの概要
評価結果	認証評価及びその他の評価の結果
学生支援	修学支援
	心身の健康に係る支援
	留学生支援
	障がい者支援
	就職・進路選択支援
課外活動	クラブ活動の状況
	ボランティア活動の状況

・学部・研究科単位のページには、次の情報が記載されています。

教育研究上の目的 と3つの方針	学部、研究科、学科等ごとの目的	
	入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー)	
	教育課程編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー)	
	学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)	
学部・研究科等の 特色等	学部・研究科等の特色等	
教育課程	学科、専攻、専攻課程等の名称	
	修業年限	
	取得可能な学位	
	教育課程の特色等	
	授業科目	
	授業の方法・内容	
	年間の授業計画	
	学生が修得すべき知識及び能力に関する情報	
	学修の成果に係る評価の基準	
	卒業・修了認定の基準	
	取得可能な主な資格	
	転学部等の可否、費用負担	

入試	入学者数	
	入学者の構成 (男女別)	
	入学者の構成 (出身高校所在地別)	
	入学者の構成 (入試方法別)	
	実施している入試方法	
教員	入試特別措置	
	教員組織	
	教員数	
	教員の構成 (職位・男女・外国人教員別)	
	教員の構成 (年齢別)	
	教員が有する学位、業績	

学生	収容定員	
	学生数	
	学生の構成 (年次・男女・外国人学生別)	
	その他の学生数	
	編入学定員	
	編入学者数	
キャンパス	学部・研究科等の キャンパスの所在地	学部・研究科等のキャンパス の所在地
	アクセス	アクセス
	校地、校舎等の施設 及び設備その他の 学生の教育環境	校地、校舎等の施設及び設備 その他の学生の教育環境
	学生寮の整備状況	学生寮の整備状況

費用及び 経済的支援	授業料	
	入学料	
	その他の徴収費用	
	学納金の延納・分納の可否	
	休学及び復学に係る費用	
	費用に関する説明	
	奨学金額	
	奨学金の受給資格	
	奨学金の支給枠	
	授業料減免	
進路	卒業者数・修了者数	
	卒業・修了者の構成 (職業分類・男女別)	
	卒業・修了者の構成 (産業分類・男女別)	
	卒業・修了者の構成 (就職地域別)	
	進学者数、就職者数	
卒業・修了後の進路		

大学ポータルレポート関係機関一覧（案）

大学団体

- ・ 国立大学協会
- ・ 公立大学協会
- ・ 全国公立短期大学協会
- ・ 日本私立大学団体連合会
 - 日本私立大学連盟
 - 日本私立大学協会
- ・ 日本私立短期大学協会

事業の実施に関わる団体

- ・ 大学評価・学位授与機構
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団

認証評価機関

- ・ 大学評価・学位授与機構
- ・ 大学基準協会
- ・ 日本高等教育評価機構
- ・ 短期大学基準協会

その他（日本の高等教育に関わる機関）

- ・ 文部科学省
- ・ 独立行政法人大学入試センター
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構

アクティブ・ラーニング

教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。（出典：中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）」）

インターンシップ

学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験や社会貢献活動に参加することができる制度。なお、類義語として「エクスターンシップ」もあるが、これは主に法科大学院のカリキュラムとして一定期間実施される実務研修を指す用語として用いられている。（出典：大学評価・学位授与機構「高等教育に関する質保証関係用語集（第3版）」）

学位授与の方針

大学の学位授与の基本方針について、各大学が、その独自性ならびに特色を踏まえ策定したもの。2008年12月24日中央教育審議会「学士答申」によると、学生の学習到達度の測定、学位審査体制の透明性の確保や、学位の名称の国際通用性の確保といった点に留意しつつ、各大学が独自に策定することが推奨されている。（出典：大学評価・学位授与機構「高等教育に関する質保証関係用語集（第3版）」）

キャップ制度

学生が一年間又は一学期に履修科目として登録可能な単位数の上限を定める仕組。大学設置基準によると、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、学生が一定期間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることが、大学の努力義務となっている。

関係法令：大学設置基準第27条の2（出典：大学評価・学位授与機構「高等教育に関する質保証関係用語集（第3版）」）

コンピテンシー

単なる知識や技能だけでなく、様々な心理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な要求（課題）に対応することができる力。（出典：大学評価・学位授与機構「高等教育に関する質保証関係用語集（第3版）」）

GPA制度

学生の成績評価については、各設置基準において、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して成績評価の基準を予め明示するとともに、当該基準に則して適切に評価を実施

することが要求されている。GPA制度は、客観的な成績評価を行う方法として大学に導入されているもので、一般に授業科目ごとに5段階（例えばA、B、C、D及びF）で成績評価を行い、それぞれ4から0のグレード・ポイントを付し、この単位当たりの平均を出し、その一定水準を卒業などの要件とする制度。（出典：大学評価・学位授与機構「高等教育に関する質保証関係用語集（第3版）」）

シラバス

学生が授業科目の履修を決める際の参考資料や準備学習を進めるために用いられる各授業科目の詳細な授業計画。一般に、授業科目名、担当教員名、講義目的、毎回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習のための具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件などが記載されている。また、教員相互の授業内容の調整や、学生による授業評価などにも使われる。（出典：大学評価・学位授与機構「高等教育に関する質保証関係用語集（第3版）」）

セメスター制

ひとつの授業を1年間通じて実施する通年制における前期・後期の区分とは異なり、ひとつの授業を学期（セメスター）ごとに完結させる制度。多くの大学でセメスター制が導入されている。（出典：大学評価・学位授与機構「高等教育に関する質保証関係用語集（第3版）」）

単位

単位は、講義、演習、実験などによる授業科目ごとに学生に授与されるものであり、わが国の大学では、1単位の授業科目は、標準的に15時間の授業と30時間の準備学習や復習の時間を合わせて45時間の学修を要する教育内容をもって構成されている。大学が授業を行う期間は年間35週を原則とし、各授業科目の授業は10週又は15週にわたって行われる。また、組織的な履修指導や履修科目登録数の上限設定（キャップ制度）などにより学生の主体的な学習を促し、1単位あたり45時間の学習量を確保するための取組みを単位の実質化という。

関係法令：大学設置基準第21条、第22条及び第23条等（出典：大学評価・学位授与機構「高等教育に関する質保証関係用語集（第3版）」）

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

各大学・学部などが入学志願者や社会に対し、その教育理念や特色などを踏まえ、教育活動の特徴や求める学生像、入学者の選抜基準などの方針をまとめたもの。入学者選抜や入試問題の出題内容にはこの方針が反映されることとなっている。機構の認証評価では、大学等に対し、アドミッション・ポリシーの策定・周知を求めるとともに、実際の受入学生の状況を通じてポリシーの実効性について評価を行う。（出典：大学評価・学位授与機構「高等教育に関する質保証関係用語集（第3版）」）

フィールド型授業

学生の学習効果を高めるために教室や実験室外で行われる実践的な授業。野外における調査など。（出典：大学評価・学位授与機構「高等教育に関する質保証関係用語集（第3版）」）

日本の高等教育の概要（案）

- 当面は文部科学省のウェブサイトへのリンクとし、順次、コンテンツを作成し、充実を図る。

リンク先の例

（文部科学省「学制百二十年史」

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318274.htm）

The screenshot shows a web browser displaying the Japanese Ministry of Education website. The page title is "第三節 高等教育" (Third Section: Higher Education). The main heading is "大学制度の整備" (Improvement of the University System). The text discusses the establishment of new universities and the role of liberal arts departments in general education. It mentions that since the establishment of new universities, the Ministry of Education has set standards for university education, and that liberal arts departments have been established to provide general education to students. The page also notes that the Ministry of Education has been working to improve the university system and to provide general education to students.

新制大学の発足以来、大学の設置認可に当たっては、大学基準協会の定めた「大学基準」が大学設置審議会における審査基準として用いられてきたが、文部省は、昭和三十一年十月「大学設置基準」を制定し、以後大学の設置認可はこの基準に基づいて行われることとなった。その後、四十五年八月主として一般教育に関する部分の改正を行い、各大学がそれぞれの教育方針に基づいて一般教育の教育課程をより弾力的に編成、展開することができるように改めた。

国立大学のうち一四校に設置された文理学部は、当該大学の一般教育と教員養成のための教科に関する専門教育とを担当するとともに、文理学部としての専門教育を行うことを使命として発足したが、学部本来の目的が明確さを欠き所期の教育効果をあげることができなかつたため、四十年以降、各大学の実情に応じ、文理学部を二学部に分けるか、あるいは文理学部のまま充実させることとし、合わせて、教員養成学部の整備と一般教育の実施体制の確立を図った。これは当時の大学入学志願者の急増対策にも役立つこととなった。

次に、新制大学の重要な理念の一つである一般教育は、大部分の大学において文理学部又は学芸学部に設けられた教養課程で実施されたが、学生に対する教育上の責任所在が必ずしも明らかでなく、専門課程との連絡も十分でないなどの問題を抱えてその改善が望まれた。そこで文部省は各学部に通ずる一般教育を一括して担当する教養部を三十八年度から設置することとした。

また、国立の教員養成大学・学部の中には、分校を持つものが多かったが、二十八年度から各府県の教員需給事情を考慮しつつ、逐次、分校を統合・整備した。

Ⅱ. 高等教育制度の概要

1. 高等教育制度の沿革

日本の近代学校教育制度は、1872年の学制の発布から始まった。その後、第二次世界大戦を経て、教育の民主化政策を反映し、1947年に憲法の制定に併せて教育の機会均等を目的とした教育基本法と学校教育法が制定され、学校教育の6・3・3・4制の確立にあわせて高等教育制度が「大学」に一元化された。

産業経済の発展に伴う多様な人材需要の増大を背景として、1962年には中学卒業生を対象とした5年の一貫した教育を行う高等専門学校制度の創設、1950年に2～3年を修業年限として暫定的に設けられた短期大学が1964年に恒久的な制度として学校教育法に位置付けられた。

日本の高等教育は世界的にも特異といってよいほど極めて速いスピードで量的拡大を果たしたが、その主たる担い手は私立大学であった。1955年には31.6%であった全大学数に占める国立大学数の割合は、2002年には14.4%まで低下した。

1970年代になると、1966年に16.1%であった大学・短期大学進学率は1976年には38.6%になるなど、大衆化する高等教育の質をどのように維持・向上するかが大きな政策課題となり、文部科学省の中央教育審議会では、1971年の学校教育制度全体の改革構想をまとめた答申の中で、高等教育機関の制度的な種別化と国が高等教育の規模等の適切な計画・管理の下、高等教育に対して財政措置を行うことにより質を確保するよう提言した。この提言により、1975年に私学助成制度の創設や高等教育計画の策定などが行われた。その後、総理大臣の諮問機関である臨時教育審議会（1984年～1987年）は、高等教育の個性化・多様化・高度化を政策的に進めるため、大学設置基準の大綱化など自らの理念や個性を生かした各大学の創意工夫が可能となるように制度の弾力化を図り、高等教育の質を確保する手段として「大学の評価と大学情報の公開」を重視することを提言した。

この提言を受け、1987年に文部省に大学審議会が創設され、「教育研究の高度化」、「高等教育の個性化」、「組織運営の活性化」を柱とした検討が行われた。

大学審議会では、1988年12月に大学院制度の弾力化に関する答申、1991年2月には教育内容・方法の個性化のための大学設置基準の大綱化、学位制度の改正、自己点検・自己評価の実施、大学院の量的整備や新たな学位授与機関の創設などを提言し、着実に大学改革を進めることとなった。

1990年代後半に入り、知識基盤社会への移行等により大学の教育・研究機能に対する社会の期待が極めて大きくなったにもかかわらず、18歳人口の急激な減少に伴う大衆化や高等学校教育の多様化などを背景として、高等教育の質の確保が大きな課題となってきた。

大学審議会では、このような問題に対する総合的な改革方策を示すために1998年の答申において、「課題探求能力の育成」という大学教育の役割の明確化を図るとともに、大学が特色ある教育・研究を自ら創意工夫して展開できるようにその裁量を拡大し、責任ある組織運営システムの確立、多面的な評価システムの確立を提言した。

この答申を受け、履修科目登録できる単位数の上限設定やファカルティ・ディベロップメント（FD）の努力義務化などによる学部教育の再構築、専門職大学院制度の創設、学長の補佐体制の充実などの責任ある運営組織の確立、第三者評価機関の創設などの現在の大学改革の基本となる政策が動き出すこととなり、国立大学の法人化、公立大学法人制度の創設、学校法人制度の改善のための私立学校法の改正など高等教育制度の基本にわたる構造的な改革が2004年からスタートした。

さらに、中央教育審議会（大学審議会は、2001年1月から中央省庁等の再編の一環として中央教育審議会へ統合）は、2005年1月に「我が国の高等教育の将来像」、2005年9月に「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて」と題した答申を出し、成績評価基準の厳格化や大学院教育の実質化などについて提言した。

これにより、2008年4月に成績評価基準の明示やファカルティ・ディベロップメント（FD）の義務化などの教育内容の充実に向けた施策が動き出した。

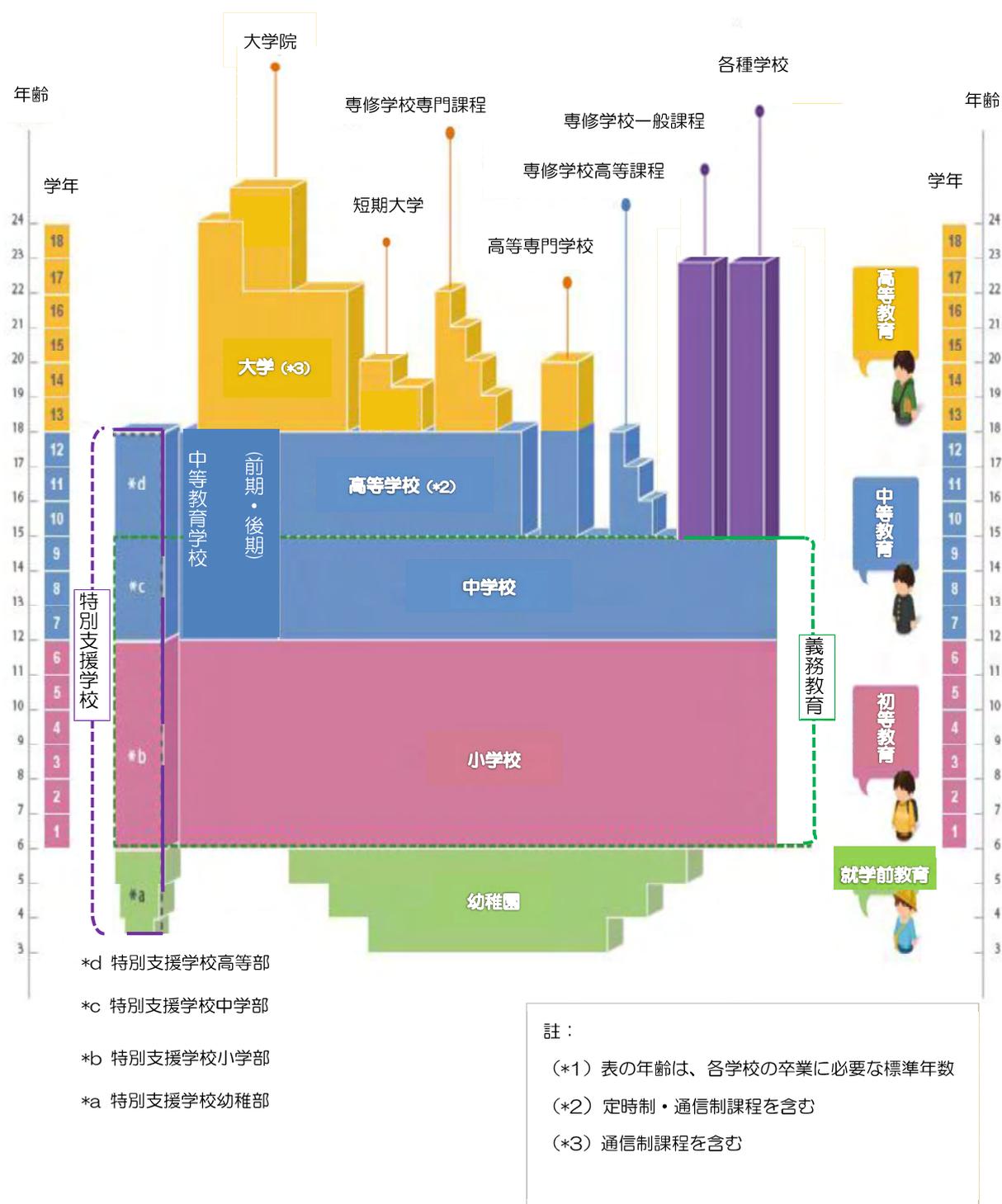
なお、2006年12月には、新たに大学についての規定を設けるなど、約60年ぶりとなる教育基本法の大幅な改正を行った。

この教育基本法の改正を受けて、中央教育審議会は2008年12月、「学士課程教育の構築について」、「高等専門学校教育の充実について」の二つの答申を出し、改正教育基本法に基づく教育改革の進展を目標に、学士課程教育における方針の明確化と、高等専門学校教育の充実を打ち出した。

2011年1月には、中央教育審議会は「グローバル化社会の大学院教育」と題された答申を出し、2005年の答申「新時代の大学院教育」で掲げた大学院教育の実質化の一層の強化を基本に、学位プログラムとしての大学院教育の確立、グローバルに活躍する博士の養成、を柱に改善方策を提言した。

2012年8月、中央教育審議会は、教員中心の授業科目の編成から、組織的・体系的な学位プログラムへの転換を盛り込んだ「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」と題された答申を出した。

2. 主要学校系統図



参考資料： <http://www.mext.go.jp/english/introduction/1303952.htm>

3. 主な高等教育機関の種類・規模等

1) 種類とその定義

<p>大学 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p>	
<p>大学 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。</p>	学士
<p>大学院 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p>	修士又は博士
<p>専門職大学院 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	専門職学位
<p>短期大学 深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。</p>	短期大学士

<備考>

- ※1 学校教育法第104条に規定される高等教育機関（大学、大学院、専門職大学院、短期大学）を卒業・修了した者には、学位が授与される。
- ※2 学校教育法体系以外の教育施設に置かれた課程（各省庁大学校）のうち、大学評価・学位授与機構が、大学の学士課程、大学院の修士課程および博士課程に相当する水準の教育を行っているとして認定した課程の修了者が、学位（学士、修士、博士）を取得できる制度もある。

<p>高等専門学校 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。</p>	準学士
<p>専門学校（専修学校専門課程） 専門学校（専修学校専門課程）は、高等学校における教育の基礎の上に、職業、若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。専門学校の修了者には、大学への編入学や大学院への入学が可能となっている。</p>	専門士又は高度専門士

<備考>

- ※3 専修学校とは、「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする学校であるとされる。専修学校は、「専修学校一般課程」「専修学校高等課程」「専修学校専門課程」に分けられ、そのうちの「専修学校専門課程」が「専門学校」と呼ばれる。
- ※4 高等専門学校や専門学校を卒業・修了した者に与えられる、準学士、専門士、高度専門士の名称は、学位ではなく称号に分類される。
- ※5 専門学校で付与される専門士又は高度専門士の称号は、文部科学大臣が認めた課程を修了した者に与えられる。

2) 設置者別高等教育機関数 (2013年5月1日現在)

	国立	公立	私立	合計	私立学校の割合
大学(大学院)	86 (86)	90 (74)	606 (464)	782 (624)	77.5%
短期大学	-	19	340	359	94.7%
高等専門学校	51	3	3	57	5.3%
専門学校(専修 学校専門課程)	10	193	2,608	2,811	92.8%
合計	147	305	3,557	4,009	88.7%

3) 設置者別学生数 (2013年5月1日現在)

	国立	公立	私立	合計	私立学校の割合
大学	614,783	146,160	2,107,929	2,868,872	73.5%
短期大学	-	7,649	130,611	138,260	94.5%
高等専門学校	52,290	3,881	2,055	58,226	3.5%
専門学校(専修 学校専門課程)	361	25,905	561,064	587,330	95.5%
合計	667,434	183,595	2,801,659	3,652,688	76.7%

4) 設置者別教職員数 (2013年5月1日現在)

	国立	公立	私立	合計	私立学校の割合
大学	134,729	27,183	236,541	398,453	59.4%
短期大学	-	758	12,551	13,309	94.3%
高等専門学校	6,330	374	206	6,910	3.0%
専門学校(専修 学校専門課程)	(不明)				
合計	141,059	28,315	249,298	418,672	59.5%

5) 標準修業年限等

	標準修業年限	通常の在学年齢
大学	4年(6年)	18歳~21歳
大学院(修士課程)	2年	22歳~
大学院(博士課程)	3年	24歳~
大学院(専門職学位課程)	2年又は1年以上2年未満 ただし法科大学院の課程は 3年 教職大学院の課程は2年	22歳~
短期大学	2年又は3年	18歳~
高等専門学校	5年	15歳~19歳
専門学校(専修学校専門課程)	1~4年	18歳~

<備考>

- ※1 短期大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。
- ※2 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。
- ※3 高等学校卒業業者や高等学校卒業程度認定試験合格者など、大学入学資格を有する者で、専門学校(修業年限が2年以上であり、総授業時間数が1,700時間以上又は62単位以上に限る)を修了した者は、大学に編入学することができる。

参照条文

- 教育基本法第7条第1項
- 学校教育法第68条第1項
- 学校教育法第83条第1項
- 学校教育法第99条第1項
- 学校教育法第99条第2項
- 学校教育法第108条第1項
- 学校教育法第115条第1項
- 学校教育法第122条
- 学校教育法第124条第1項
- 学校教育法第125条
- 学校教育法第132条

4. 大学入学者選抜制度の概要

日本の高等教育機関の入学者選抜は、基本的にそれぞれの機関の入学者受入方針に沿った独自の選抜方法で実施されることとなっている。

その中で大学の学士課程及び短期大学の入学者選抜については、各大学における入学者選抜の適切な実施及び選抜方法等のより一層の工夫・改善を促すため、毎年度、文部科学省において定められた「大学入学者選抜実施要項」に基づき、各大学の入学者選抜が実施されている。

大学入学者選抜実施要項は、選抜方法、選抜時期等について指導がなされており、大学の入学者選抜に当たって高等学校段階の基礎的学力を測定することを目的とした大学入試センター試験の利用についても言及されている。

大学入試センター試験はすべての大学の利用が可能となっているが、大学入学に必須の試験ではなく、大学入試センター試験単独で入学者選抜を行う場合、大学入試センター試験及び個別の学力試験や面接等の試験と併用して入学者選抜試験を実施する場合、個別の学力試験又は面接等の試験のみで入学者選抜を実施する場合など、利用に当たっては、各大学の創意工夫が図られることとなる。

入試センター試験の実施内容は、6 教科 29 科目のマークシート形式の筆記試験（英語についてはリスニングあり）の出題がなされ、各教科科目を大学が任意に利用し、要件として課すこととなっている。

5. 大学の卒業（修了）要件・学位授与要件の概要

1) 授業の単位数

授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技に区分され、このいずれか又はこれらの併用により行われ、それぞれの授業科目ごとに単位として学生に付与される。

各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容で構成することを標準として、各大学において定める。講義及び演習は、15 時間～30 時間、実験、実習及び実技は 30 時間～45 時間の範囲で大学がそれぞれ定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

卒業論文、卒業研究などの授業科目については、必要な学習等を考慮して大学が単位数を定めることができる。

授業の期間は 10 週又は 15 週を期間の単位として行われる。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

2) 卒業（修了）要件

(1) 大学

4 年以上在学し、124 単位以上を修得すること。

※ 医学、歯学の場合は 6 年以上 188 単位以上、薬学の場合は、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものについては 6 年以上 186 単位以上、獣医学の場合は 6 年以上 182 単位以上

(2) 大学院

修士課程：大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題研究の審査及び試験に合格すること。

博士課程：大学院に5年以上在学し（修士課程の2年間を含む）、30単位以上を修得し（修士課程における取得単位を含む）、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格すること。

※ 博士課程は前期課程（2年）と後期課程（3年）に分かれている場合がある。

専門職学位課程：専門職大学院に2年以上在学し、30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了すること。

※ 法科大学院の課程：法科大学院に3年以上在学し、93単位以上を修得すること。

（法学既修者については、例外措置がある。）

教職大学院の課程：教職大学院に2年以上在学し、45単位以上を修得すること。

(3) 短期大学

修業年限が2年の短期大学は2年以上在学し、62単位以上を修得すること。

また、修業年限が3年以上の短期大学は3年以上在学し、93単位以上を修得すること。

(4) 高等専門学校

高等専門学校に5年以上在学し、167単位以上を取得すること。

商船学科については、5年半以上在学し、147単位以上を取得すること。

(5) 専門学校（専修学校専門課程）

昼間学科については、800単位時間に修業年限の数を乗じた授業時数以上の授業科目を履修すること。

夜間等学科については、450単位時間に修業年限の数を乗じた授業時数（当該授業時数が800単位時間を下回る場合にあっては800単位時間）以上の授業科目を履修すること。

※専修学校における一単位時間は、50分とすることが標準とされている。

3) 学位授与に関する取扱い

学位授与権は、文部科学大臣による設置認可と同時に各大学・短期大学が有することとなる。

大学を卒業した者	学士
大学院の課程を修了した者	修士又は博士
専門職大学院の課程を修了した者	専門職学位
短期大学を卒業した者	短期大学士

また、日本では、大学・短期大学以外に、法令により、大学評価・学位授与機構に学位授与権が与えられている。機構が行う学位授与には次のものがある。

- ① 短期大学・高等専門学校等を卒業し、大学の科目等履修生制度などを利用して、あるいは大学評価・学位授与機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科において、所定の単位を修得し、かつ大学評価・学位授与機構が行う審査の結果、大学卒業者と同等以上の学力を有すると認められた者に対する学位授与（学士）
- ② 大学評価・学位授与機構が認定した大学以外の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者に対する学位授与（学士、修士、博士）

4) 国内統一試験等の有無、学習成果測定制度の有無など

学習成果の測定等は学位を授与する各大学等が行っており、卒業、修了に当たって統一的な制度はない。

6. 高等教育所管官庁の概要

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
 電話 03-5253-4111（代表）
 ウェブサイト www.mext.go.jp

教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。（文部科学省設置法第3条）

質保証（評価）担当部署： 高等教育局高等教育企画課

7. 高等教育関係機関

- 独立行政法人日本学術振興会（www.jsps.go.jp）
- 独立行政法人科学技術振興機構（www.jst.go.jp）
- 独立行政法人日本学生支援機構（www.jasso.go.jp）
- 独立行政法人大学入試センター（www.dnc.ac.jp） など

大学協会等関係組織

- 社団法人国立大学協会（www.janu.jp）
- 公立大学協会（www.kodaikyo.org）
- 日本私立大学協会（www.shidaikyo.or.jp）
- 社団法人日本私立大学連盟（www.shidairan.or.jp）
- 全国公立短期大学協会（<http://park16.wakwak.com/~kotan819/>）
- 日本私立短期大学協会（www.tandai.or.jp）

私・国・公立学校の 学校数、教員数、在学者数の比較 (平成25年度 学校基本調査による)

平成25年5月1日現在

学校数

学校種	合計(校)	私立(校)	国立(校)	公立(校)	私立の割合(%)
大学	782	606	86	90	77.5
短期大学	359	340	-	19	94.7
高等専門学校	57	3	51	3	5.3
高等学校	4,981	1,320	15	3,646	26.5
中等教育学校	50	17	4	29	34.0
中学校	10,628	771	73	9,784	7.3
小学校	21,131	221	74	20,836	1.0
幼稚園	13,043	8,177	49	4,817	62.7
特別支援学校	1,080	14	45	1,021	1.3
専修学校	3,216	3,010	10	196	93.6
各種学校	1,330	1,321	-	9	99.3
合計	56,657	15,800	407	40,450	27.9

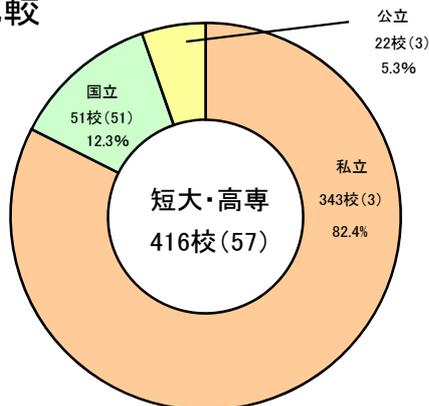
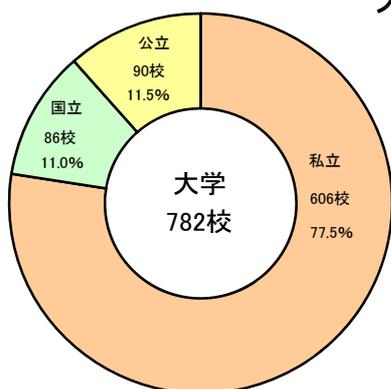
教員数 (本務者)

学校種	合計(人)	私立(人)	国立(人)	公立(人)	私立の割合(%)
大学	178,669	102,580	63,218	12,871	57.4
短期大学	8,631	8,087	-	544	93.7
高等専門学校	4,336	160	3,874	302	3.7
高等学校	235,062	59,771	575	174,716	25.4
中等教育学校	2,369	713	203	1,453	30.1
中学校	254,235	15,038	1,629	237,568	5.9
小学校	417,553	4,782	1,843	410,928	1.1
幼稚園	111,111	86,958	360	23,793	78.3
特別支援学校	77,663	292	1,506	75,865	0.4
専修学校	40,380	37,455	101	2,824	92.8
各種学校	8,845	8,794	-	51	99.4
合計	1,338,854	324,630	73,309	940,915	24.2

在学者数

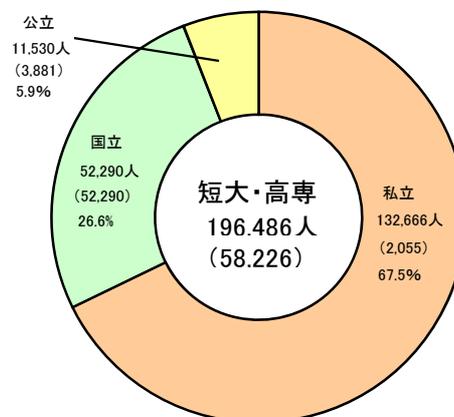
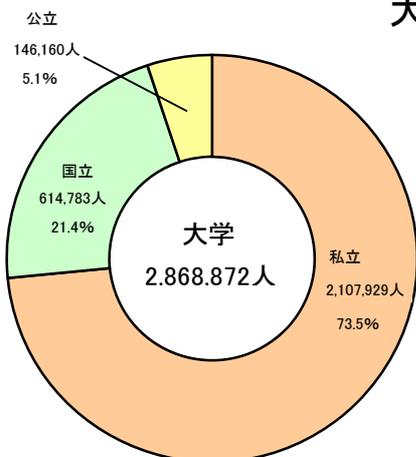
学校種	合計(人)	私立(人)	国立(人)	公立(人)	私立の割合(%)
大学	2,868,872	2,107,929	614,783	146,160	73.5
短期大学	138,260	130,611	-	7,649	94.5
高等専門学校	58,226	2,055	52,290	3,881	3.5
高等学校	3,319,640	1,023,382	8,585	2,287,673	30.8
中等教育学校	30,226	8,078	3,014	19,134	26.7
中学校	3,536,182	249,419	31,437	3,255,326	7.1
小学校	6,676,920	78,300	42,093	6,556,527	1.2
幼稚園	1,583,610	1,303,661	5,785	274,164	82.3
特別支援学校	132,570	799	3,033	128,738	0.6
専修学校	660,078	633,115	480	26,483	95.9
各種学校	122,890	122,094	-	796	99.4
合計	19,127,474	5,659,443	761,500	12,706,531	29.6

大学等の学校数比較



() は高等専門学校で内数である。

大学等の学生数比較



() は高等専門学校で内数である。